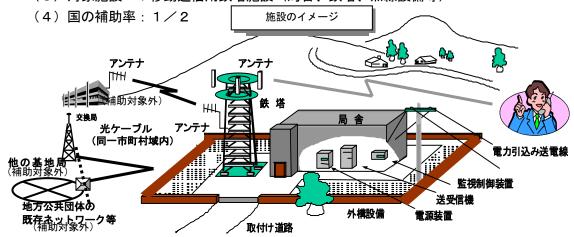
移動通信用鉄塔施設整備事業

携帯電話等の移動通信サービスの利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信格差是正を図るため、過疎地等において、市町村が移動通信用鉄塔施設を整備する場合、国がその設置経費の一部を補助。

(1) 事業主体 : 市町村

(2) 対象地域 : 過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村又は豪雪地帯

(3) 対象施設 : 移動通信用鉄塔施設(局舎、鉄塔、無線設備等)



無線システム普及支援事業

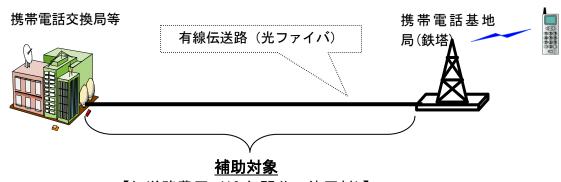
携帯電話事業者等が携帯電話等の無線システムによるサービスを提供しようとする場合に、 当該システムに必要な有線伝送路を整備し、これを低廉な価格で当該携帯電話事業者等に貸与 する公益法人に対して、国がその整備費用の一部を補助する。

(1) 事業主体:公益法人

(2) 対象地域:過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村又は豪雪地帯

(3)補助対象:伝送路費用

※中継回線事業者(NTT 地域会社等)の設備の10年間分の使用料 伝送路費用の支払いを行う公益法人と国が1/2ずつ負担。なお、世帯数が100 未満の場合国庫補助率は2/3。



【伝送路費用(10年間分の使用料)】